

令和4年 第2回
組合議会臨時会会議録

開会 令和4年12月22日
閉会 令和4年12月22日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和4年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和4年12月22日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階会議室
- 開会（開議） 午後2時00分
- 出席議員（11名）

1番 倉持 守君	2番 小林 剛君
3番 中村 博美君	4番 関戸 勇君
5番 入江 洋一君	6番 赤羽 直一君
7番 寺田 文彦君	8番 長谷川 信市君
9番 伯耆田 富夫君	10番 高木 寛房君
11番 今川 英明君	
- 欠席議員（1名）

12番 豊島 葵君

- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸 修久君
副管理者	藤井 信吾君
副管理者	神達 岳志君
副管理者	小田川 浩君
事務局長	山中 毅君
消防長	岡野 智行君
消防次長	仲林 幸一郎君
事務局次長	瀬崎 香代君
参事兼常総環境センター所長	稲川 光一君
施設課長	樋口 博君
管理課長	酒井 義男君
施設課副参事	野口 貴洋君
施設課長補佐	瀬尾 匡央君
管理課長補佐	枝川 温君
常総環境センター所長補佐	樗木 孝之君
- 職務のため出席した者
片野 芳弘、小田川 隆大

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について
(守谷消防署救急自動車の交通事故に係る損害賠償の額を定め
和解すること)
- 日程第4 議案第15号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例について
- 日程第5 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例について
- 日程第6 議案第17号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第5号) について

開 会 午後2時00分

○議長（中村博美君）今日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

只今の出席議員は、11名で定足数に達しております。

よって、令和4年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおり
であります。

地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申
上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、事務局次長、参事兼常総環境センター
所長、管理課長、施設課長、施設課副参事、管理課長補佐、常総環境センター所長補佐、施
設課長補佐、以上の者です。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村博美君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により、7番 寺田文彦君、10番 高木寛房
君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村博美君）日程第2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について

（守谷消防署救急自動車の交通事故に係る損害賠償の額を定め和解すること）

○議長（中村博美君）日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について、を議題といたします。

報告いたします。

消防長 岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）はい。

地方自治法第180条第2項の規定に基づく、専決処分事項につきましてご報告申し上げます。議案書2頁、3頁をご覧ください。

守谷消防署の救急自動車による物損事故に係る和解でございます。

令和4年9月1日、午前9時49分頃、筑波メディカルセンター病院に向け救急搬送中、つくば市谷田部地内、サイエンス大通り篠崎商店西側交差点において、進行方向左手道路より進入してきた普通乗用車と衝突する事故を起こしたものです。

この事案につきましては、サイレン吹鳴、赤色警光灯を点灯させ緊急走行の要件を満たし、更には進行方向の信号が赤信号であったことから、時速20km程度に減速し交差点に進入したのですが、本来助手席において安全確認に当たる救急隊長が、救急処置のため車両後部に移動しており、前方を集中するあまり運転手は左右からの進入車両の最終確認を怠り、また、優先通行権の過信も事故原因の一つと考えられるところでございます。

誠に申し訳ございませんでした。

尚、この事故による過失割合は、組合側過失が20%、相手側が80%とし、物損事故としまして双方の損害額を相殺しまして、相手側が当組合に32万1,221円支払うことで和解が成立し、12月14日付で専決処分いたしました。

また、当該職員に厳重注意するとともに、全所属においてインシデント・アクシデントによる危機管理の研修会を実施、更には消防長通達において、赤信号時における最徐行、車載マイク及びモーターサイレンの活用等更なる安全運転の励行を促したところであります。

今後も職員一丸となり再発防止に向け、取組み強化を図ります。

私の指導不足以外の何ものでもございません。この度は、大変申し訳ございませんでした。

- 議長（中村博美君）以上で、報告第2号の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 議案第15号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

- 議長（中村博美君）日程第4 議案第15号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君）はい、議案第15号の提案理由を申し上げます。

令和4年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の給与と条例等についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものでございます。

主な改正内容は、給料表を若年層が在職する級号給について、平均で行政職が0.2%、消防職が0.28%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を一般職で0.1月分、再任用職で0.05月分引き上げるものです。

よろしく、ご審議の上、ご決議のほど、お願い申し上げます。

- 議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

- 4番（関戸勇君）はい、議長。

- 議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

- 4番（関戸勇君）4番、関戸です。賛成討論です。人事院勧告に基づき給与制度の適正化を図るということですが、令和4年度第1回臨時会で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例において令和3年の人事院勧告により期末手当の支給月数が削減されました。その際にも討論させていただきましたが、職員の賃金は生活扶助に足りうるものでなければなら

ないと考えております。しかし、人事院は民間の給与水準に準じて高ければ下げる、低ければ上げる、エレベーターのように上がったりがったりを繰り返しています。こうした給与水準の経過にも私は問題があると思っています。今回の改正は、生活扶助に繋がる賃金が上がるということになりますので賛成を致します。以上です。

○議長（中村博美君）他に、討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

議案第15号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（中村博美君）日程第5 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい、議案第16号の提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により定年が段階的に引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、当組合でも同様の措置を講ずる必要があるため、関係する条例の一部を改正するものでございます。この条例は、今年度中に事前確認を必要とする対象年齢を規定した附則第16条を公布の日より施行し、その他の規定については令和5年4月1日から施行するものでございます。よろしく、ご審議の上、ご決議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う今回の条例改正ですが、定年の引き上げに伴う給与について、当分の間60歳以降は月額70%というようにしています。当分の間ということですから、どうなるかわかりませんが、2018年の厚生労働省調査を基に人事院が勧告をしたのが70%です。ただ、直近の厚生労働省調査では、民間の61歳の給与は76.2%まで来ています。こういう点では、なぜ7割なのか。お分かりになれば教えてください。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）はい。関戸議員の質問についてお答えいたします。

俸給月額を60歳前の7割とする措置につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、当組合においても同様の措置を講ずるものですが、均衡の原則に基づき、国家公務員の取り扱いに準じて行うものでございます。総務省が公表しております「定年引上げの実施に向けた質疑応答（第8版）」におきまして、国における俸給月額7割措置の考え方が示されております。こちらでは、現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、先程、関戸議員からもありました「賃金構造基本統計調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえ60歳前の7割水準となるよう給与制度を設計することとした、としております。

以上でございます。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）先程も言いましたように、76.2%というのが国のデータです。そういった意味では当分の間ということは今後改正されるのかなと思いますが、その辺りはここでは分からないかもしれませんが、何かお答えがあればお願いします。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）はい。関戸議員の質問についてお答えいたします。

俸給月額7割措置が当分の間と位置付けられていることに関しましては、国家公務員については、引き続き給与制度について検討を行うことを前提にこの7割措置が当分の間と位置付けられていることから、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村博美君）他に、ご質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)について

○議長(中村博美君) 日程第6 議案第17号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) はい、議案第17号の提案理由を申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出それぞれ302万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億2,996万円とするものでございます。

歳出で、電気料金と燃料価格の高騰に伴い需用費の光熱水費及び燃料費が不足することから、総務費、衛生費、土木費及び消防費の光熱水費と消防費の燃料費をそれぞれ増額するものでございます。これに伴い歳入では、諸収入の雑入で指定管理者電気料相当分を増額するものでございます。

また、令和5年度当初より契約履行が必要なリース、業務委託等について、債務負担行為を追加するものでございます。

よろしく、ご審議の上、ご決議のほど、お願い申し上げます。

○議長(中村博美君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番(関戸勇君) はい、議長。

○議長(中村博美君) 4番、関戸勇君。

○4番(関戸勇君) 前回の議会でも触れましたが、今回補正の中で土木費、都市計画費などは

光熱水費のことだけで、カシノナガキクイムシによる被害についてのことは出ていなかった。
私も敷地全体をざっと見ましたが、大きなマテバシイの木がたくさんありました。
被害が出ていないので補正予算に出ていないのか。また、被害調査はどのように行ったかも関連してお聞かせください。

○議長（中村博美君） 答弁を求めます。

施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君） はい。関戸議員の質問にお答えいたします。

前回、9月28日の定例会におきまして、当時、カシノナガキクイムシによる被害は発生していないことを報告させていただきました。現在も、常総運動公園、地域交流センター及び常総市内の障害者支援施設敷地内の樹木の被害は確認されておりません。

被害の状況についての調査ですが、被害木の見分け方としまして、葉っぱが赤くなっているか、樹木の地際に木くずが溜まっているか、溜まっていれば、その上部の幹に1.5ミリから2ミリくらいの小さな穴が開いているか、すべてあてはまる場合は被害にあっている可能性が高いということですので、落葉樹、常緑樹を問わず、職員にて目視確認をしております。

その結果、条件に合致する樹木はありませんでしたが、幹の途中に木くずが溜まっている樹木がありましたので、こちらにつきましては県南農林事務所土浦林業指導所に画像を送りまして照会したところ、カシノナガキクイムシではないとの回答を得ているところでございます。以上でございます。

○議長（中村博美君） 他に、ご質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第17号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和4年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中 村 博 美

議 員 寺 田 文 彦

議 員 高 木 寛 房